

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1
電話：72-1191 (FAX 兼)
E-mail：rinpokan@town.tottori-hino.lg.jp

新年度スタート！ ～今年度もどうぞよろしくお願いします～

昨年度もいろいろな行事等開催しましたが、今年度は新たな事にも取り組みたいと思っています。これからも、皆さんの声に耳を傾け寄り添う職員であること、気軽に立ち寄れるコミュニティの場所として活動を継続していきますので、今後ともご協力をお願いします。

日野町下榎交流センターの活動を紹介します！

老人憩の家事業

毎週木曜日、「いきいき百歳体操」を開催しています。お気軽にご参加ください。

相談事業

生活の上での困りごと、心配ごとなどの相談を受け付けています。各専門機関と連携し、問題解決に取り組みます。なお、相談内容は堅く守られます。安心してご相談ください。

貸し館事業

下榎交流センター、老人憩の家の利用ができます。▶利用料：1時間 100円～150円

学習講座

「手芸」「生け花」「料理教室」「園芸」などの講座に加え、新しい取り組みを考案中です。どなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

▶ご要望等ありましたら、下榎交流センターまでお問い合わせください。(電話番号：72-1191)

安全教室 「防犯教室」 担当：西村一成

3月12日、黒坂警察署生活安全課より2人の警察官の方に講師として来ていただき、老人憩の家において、「防犯教室」を行いました。

まず、下榎自治会長が「地区内の高齢者化も進み、いろいろな不安を持っておられる方も多い。この防犯教室が不安解消の一つになれば良いと思います」とあいさつされ、防犯教室が始まりました。

詐欺電話・SNSを利用した投資詐欺・ロマンス詐欺等について、最近の動向や騙されないための備えについて、スライドを使って参加者に分かりやすく、且つ詳しく話をしてくださいました。地区住民からの要望を受け、今回の防犯教室の内容に特化して開催したところ、14人の参加があり、皆さん真剣に話を聞いておられました。その中でも特に、電話にかかってくる詐欺・迷惑電話については質問をされる人が多く、関心度が高いことが伺えました。

詐欺・迷惑電話の多くは外国を経由してかかって

くるため、少しでも備えとなるのであればと国際電話不着信の登録を薦められ、7人の方が登録されました。

教室の終了後、皆さんからは「来て話を聞いて良かった」「次回も開催してほしい」との感想を聞くことができました。小さい集まりですが、騙される人がゼロになることを願い、今後も『安全教室・防犯教室』の開催を適時行いたいと思います。

＝下記に国際電話不着信の登録方法を記載しておきますので、ご利用ください。

≪登録は：無料≫①書類に記入②専用封筒に入れる③郵便ポストに投函

【申込み・問合せ先】

国際電話不取扱受付センター（電話 0120-210-364）



◆この度、西村吉春さん（下榎）が栽培された「星空舞」が、鳥取県の第6回星空舞コンテストにて「優秀賞」を獲得されました。日頃の努力が実り、快挙を達成されました。米作り農家にとっても励みになる受賞です。おめでとうございます！

農業委員会だより No.111

中山間地域等直接支払制度 第6期対策（R7～R11）について

本町の農家の多くが参加している中山間地域等直接支払制度について、令和7年度から第6期対策（5か年）が始まります。将来に向けて共同活動が継続できる体制づくりを進めるため、広域化などに加え、まずは集落協定間で可能な取り組みから連携していただくネットワーク化等の参画を推進することとしています。

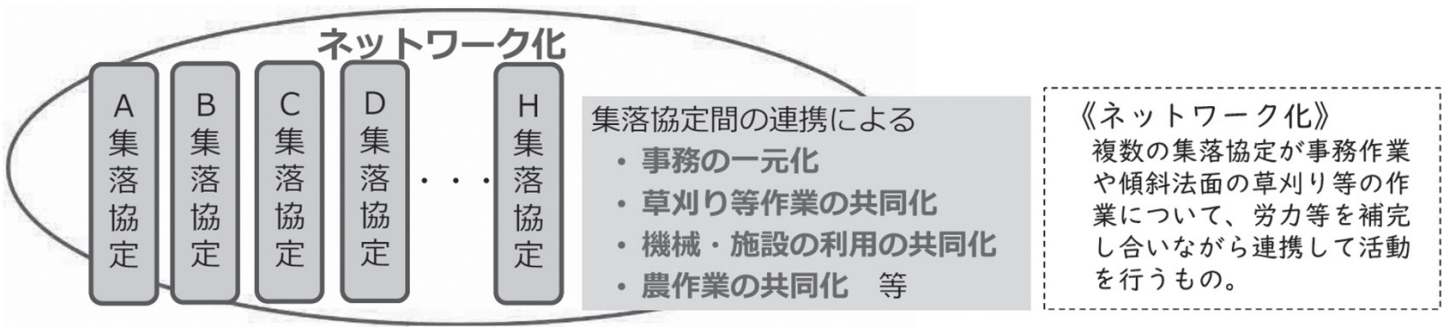
●第6期対策「ネットワーク化活動計画の作成」（10割単価を計画する場合）について

第6期対策では、交付単価10割（急傾斜単価21,000円／10a）のうち、2割相当額部分の助成を受けるためには、「ネットワーク活動計画の作成」が条件となっています。

第5期対策では、各集落協定単独での計画の作成が可能でしたが、第6期対策では、協定面積10ha未満の場合、単独では計画を作成できず、他の集落協定と活動の連携等（ネットワーク化等）を図る必要があります。

現在、各集落協定等では、活動連携の相手探し、または、「ネットワーク活動計画の作成」に向かうかどうか、各集落協定にて検討いただいています。

●ネットワーク化のイメージ図



●連携活動の例

①事務の一元化	⑥農業の担い手育成
②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	⑦地場農産物の加工・販売
③水路・農道等の維持管理	⑧鳥獣害対策
④機械・施設の共同利用	⑨多面的機能を増進する活動
⑤農作業の共同化	⑩その他

★機械・施設の利用の共同化の例

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。

★農作業の共同化の例

非農家や若者を中心とした草刈り隊を結成し、共同管理部分等の草刈りを行う。担い手農家が農地の防除や基幹作業などを請け負い、営農を支える仕組みを構築する。



草刈隊の取り組み



共同取組活動による農作業